

公益社団法人小松市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人小松市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県小松市末広町72番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、体育・スポーツを振興し、市民の健康増進・体力の向上並びに健康で文化的
生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 加盟団体の強化発展と、相互の連絡融和を図ること。
- (2) 体育・スポーツの普及・啓蒙を図ること。
- (3) 体育・スポーツ指導者の養成及びクラブ活動の育成を図ること。
- (4) 競技力向上及び健康増進のため、講習会等を開催すること。
- (5) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (6) 生涯スポーツの推進と健康文化の発展に寄与すること。
- (7) 小松市民スポーツ大会及びその他の競技会を開催すること。
- (8) 石川県民体育大会に、市代表選手及び役員を選出・派遣すること。
- (9) 体育・スポーツの功労者等の顕彰に関すること。
- (10) 体育・スポーツ医学に関する事業を推進すること。
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費の納入を必要としない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 第8条、第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時総会は、毎年1回、その事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故ある場合は、副会長又は理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名又は1団体につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3

分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を理事長、5名以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、会長は加盟団体の長を兼ねることはできない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事は職員を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は職員その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐する。

5 常任理事は、理事長を補佐する。

6 会長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(1) 常勤の役員

(2) 非常勤の役員のうち、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められる者

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。なお、その額については、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と
その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第 30 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が任期を定めて委嘱する。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び参与は、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 5 理事会は、正当な理由に基づき、顧問及び参与の推薦を取り消すことができる。この場合、会長は委嘱を解除しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、理事長及び常任理事の選定及び解職
 - (4) 会長が必要と認めた事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 4 項第 5 号に定める体制の整備
 - (6) 第 29 条の規定による責任の免除

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、副会長又は理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 スポーツ少年団

(小松市スポーツ少年団)

第37条 この法人に、市内の単位スポーツ少年団によって構成する小松市スポーツ少年団本部を置く。

2 小松市スポーツ少年団の本部長は、理事会で承認する。

3 小松市スポーツ少年団は、理事会の審議を経て、第4条第5号及びこれに関連する事業を執行する。

4 小松市スポーツ少年団規程は、理事会の承認を経て、別に定める。

第8章 基金

(基金)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第40条 財産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(財産の種別)

第41条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 公益目的事業を行なうために不可欠な基本財産に関しては、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 その全部若しくは一部について、やむを得ない理由によりこれを処分又は担保に提供する場合には、議決に加わることのできる理事の過半数が出席した理事会において、その4分の3以上の決議を得なければならない。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、書類の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金)

第 48 条 この法人の決算において剰余金が生じた場合は、分配はしないものとする。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会においてそれぞれ理事及び正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(会計の原則)

第 50 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準の慣行に従うものとする。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 51 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を

設置することができる。

2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

第11章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員の選任及び解任は、会長が行なう。また、重要な職員の選任及び解任については、会長が理事会の承認を得て、これを行なう。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(備付の帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所に常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 第45条第1項に定める帳簿及び書類

(2) 第46条第1項及び第2項に定める帳簿及び書類

(3) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及び定款の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開要綱によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開要綱による。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める個人情報の保護に関する規程等による。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係わる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 58 条 この法人は、総会において、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 59 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 60 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 15 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、塚本清人とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年11月1日から施行する。